

## 職員の定年等に関する規則

令和 5 年 3 月 31 日  
規 則 第 11 号

改正

令和 6 年 3 月 29 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 藤井寺市柏原市学校給食組合職員の定年等に関し必要な事項については、次条に定めるもののほか、藤井寺市の職員の定年等に関する規則（昭和 60 年藤井寺市規則第 6 号。以下「藤井寺市規則」という。）を準用する。

(管理監督職勤務上限年齢の対象となる職)

第 2 条 第 1 条において準用する藤井寺市規則第 7 条に規定する規則で定める職は、係長、主任及び班長とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 2 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。